

かたられね、子育てこのわ

～福岡市における家庭教育推進のあり方について～

(提言)



平成18年3月

福岡市家庭教育支援懇話会

タイトル「かたらんね、子育てのわ」について

“かたらんね”は博多弁では「参加しませんか」という意味です。保護者だけではなく、みんなで子育てに「参加しませんか」という意味と、子育てについてみんなで「語りましょう」という意味が含まれています。

また、“子育てのわ”の“わ”には、環・輪・和・話という思いが含まれます。「子育てを、家庭・地域・学校・諸団体等がみんなで、協力し合い、語り合い、手を取り合い、大きくネットワークを広げて、子育ての“わ”をつくっていきましょう。」という願いを込めました。

目次

はじめに	・・・・・・・・ 1
子どもや家庭をめぐる状況	・・・・・・・・ 2
家庭教育支援の今日的課題	・・・・・・・・ 3
提言	・・・・・・・・ 4
◀ 家庭に期待すること ▶	・・・・・・・・ 5
1 基本的な生活習慣をきちんと身につけましょう	
2 愛情と自信を持って子どもの成長を見守り、親子で育っていきましょう	
3 家族が協力して家庭教育に取り組みましょう	
4 地域の行事に親子で参加しましょう	
5 子どもとメディアとの接し方に十分注意しましょう	
6 困ったときや不安なときは支援を求めましょう	
7 「福岡市家庭教育の目標」に取り組みましょう	
◀ P T A、地域、学校、企業等に期待すること ▶	・・・・・・・・ 8
保護者会、P T A等に期待すること	
1 「福岡市家庭教育の目標」実践に向けて積極的に取り組みましょう	
2 学習の機会の提供・充実を図りましょう	
3 地域と親を結びましょう	
4 父親の積極的な家庭教育参画を働きかけましょう	
5 親同士のネットワークを構築しましょう	
地域に期待すること	・・・・・・・・ 9
1 子どもの手本になりましょう	
2 地域全体で子育てをしていきましょう	
3 地域で親の「学び」を支えましょう	
4 子どもの異年齢・異世代交流を行いましょう	
5 地域の家庭教育ネットワークづくりを推進しましょう	
保育所・幼稚園・学校に期待すること	・・・・・・・・ 10
1 将来親になるための学習や子育て体験の機会をつくりましょう	
2 保育士、教職員の意識の向上を図りましょう	
3 様々な機会をとらえて家庭の教育力向上のための支援を行いましょう	
4 地域との連携・協働を推進しましょう	
5 就学前の保護者の学習を推進しましょう	

企業、NPO、関係団体に期待すること 11

- 1 子育てと仕事の両立を図りましょう
- 2 学習の場を設定・提供しましょう
- 3 子どもの職場見学・職場体験を推進しましょう
- 4 NPO等のネットワーク化を推進しましょう

行政に期待すること 12

- 1 親が学べる機会の充実を求めます
- 2 課題をもつ親へのアプローチを求めます
- 3 親子で気軽に参加できる場の提供を求めます
- 4 「福岡市家庭教育の目標」に取り組むための支援を求めます
- 5 PTA、地域、学校、企業等に対する支援を求めます
- 6 公民館における家庭教育支援の充実を求めます
- 7 家庭教育に関連する関係機関や諸団体及び行政内部の連携、強化を求めます
- 8 調査、研究、相談、情報発信機能の充実を求めます
- 9 家庭教育支援施策を推進するため、拠点となる機関の設置を求めます

おわりに 15

付属資料 16

はじめに

家庭教育とは、親やこれに準ずる人が子どもに対して行う教育のことであり、すべての教育の出発点です。家庭は常に子どもの心の拠り所となるものであり、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて子どもが基本的な生活習慣、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うものです。

また、子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するためには、あたたかい家庭や、家族とのふれあいを大切にしながら、多様な遊びや自然体験、社会体験など数多くの体験の機会をつくることが重要です。

しかし、都市化、少子化、地域における地縁的つながりの希薄化など急激な社会情勢の変化により、これまで家庭が持っていた子どもを一人前に育てる社会化の機能と、情緒を安定させる機能が薄れ、ともすれば家庭がストレスを与える場となっている現状もあります。

また、個人の価値観やライフスタイルの変化に伴い、家庭や家族のあり方が多様化してきています。さらに、子どもに対して過保護、過干渉な親と無責任に子どもを放任する親などに二極化してきているとも言われ、家庭の教育力の向上が重要な課題となっています。

このような中、次世代を担う子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくりをすることは社会全体の責務です。次世代育成を支える取組みが、さらに次の世代に引き継がれるためにも、親や家庭だけの問題とせずすべての子どもと子育て家庭を社会全体で支援していく体制を福岡市全体で構築していくことが、緊急かつ重要な課題となっています。

このような視点に立ち、本懇話会では、家庭に期待すること、まず親子で取組んでほしいこと、PTA、地域、学校、企業等に期待すること、行政に期待すること、といった3つの構成で提言をすることとしました。すべての市民が家庭教育の現状を認識し、その重要性について理解を深め、子どもは社会全体で育てるという視点のもと、それぞれの立場で各家庭を支援し、家庭の教育力が向上していくよう取組まれることを期待します。

子どもや家庭をめぐる状況

1 子育てに関する悩み、不安

厚生労働省の調査によると、「家庭養育上の問題」として「しつけや子育てに自信がない」と答えた世帯の割合は平成元年は12.4%でしたが、平成11年には17.6%に増加しています。福岡市が平成16年に行った次世代育成支援に関するアンケート調査でも、「子どもに基本的な生活習慣が身につけていない」と答えた小学生の保護者は29.8%にもおよび、「子どものしつけや教育に自信が持てない」と答えた保護者も16.9%でした。また、地域や他者から孤立した閉鎖的な環境での子育てが、育児不安や児童虐待を年々増加させているともいわれています。

2 子育てを学ぶ機会の減少と支える仕組みの崩壊

以前は、親になる前に子育てを学ぶ機会が多くありました。また、子どもたちは地域の中で育つことが多く、地域のまなざしに支えられて子育てが行われていたところがありました。また、そうした育ちの体験が親になるための体験でもあったといえます。しかし、都市化、少子化、地域のつながりの希薄化といった社会の変化や家族のあり方の変化などにより、育児能力につながる体験の減少や子育ての負担が若い親たちにのしかかっている現状があります。

また、今後、さらに女性の社会進出が予想されますが、仕事と家庭の両立支援が不十分なままであれば一層母親への負担が増加することが考えられます。

3 子どもを取り巻く状況の変化による子どもの成長への影響

社会や家族のあり方など、子どもを取り巻く状況は大きく変化しています。子どもが自然の中で大勢で遊ぶ機会が減り、屋内での少人数の受動的な遊びが増加し、また、子どもが家での手伝いや地域で一定の役割を果たすことが減少しており、その結果として自立心や社会性が十分に育っていない子どもが増えていると言われています。

4 子どもの基本的な生活習慣の乱れ

子どもの基本的な生活習慣の乱れが、学力にも大きな影響を及ぼしていることは、最近の様々な調査で明らかになっています。国立教育政策研究所などの調査によると、朝食や睡眠時間をしっかり取っている子どもほど、基礎学力が高いという結果が出ています。また、近年子どもたちのメディア（テレビ、ビデオ、ゲーム、インターネット、携帯電話など）との関わり方が心配されていますが、福岡市の調査においてもテレビの視聴時間は増加しており、さらにゲームやインターネットなどの普及を考慮すると、かなりの時間メディアと接している現状があります。こうしたことが、睡眠不足や食欲不振を引き起こすなど生活習慣の乱れに拍車をかける結果となっています。

家庭教育支援の今日的課題

1 多様なすべての親に対する支援と、親同士による「育ち」を支える

これまで福岡市では公民館や市民センターなどで家庭教育学級などの学習活動が数多く行われてきましたが、その参加者は家庭教育に関心を持ち、自ら進んで学習機会を求める人たちでした。しかし、現在求められている家庭教育支援は、すべての親に対しての子育てに関する様々な学習支援であり、親が感じている子育ての不安を取り除き、子育ての楽しさを実感できるような具体的な学びを支援することです。また意識もライフスタイルも家族の形態も多様化した今の時代に生きる親を幅広く支援していくためには、子育てに関心のある親だけではなく、一人で子育てを抱え込み孤立している親、子育てに無関心な親、仕事と子育てを一人で担っている親、また、様々な課題を抱えている親すべてを対象とする必要があります。

特に孤立しがちな親同士をつなぎ、親から親への働きかけにより親の「育ち」を支えていくことが重要だと考えます。これまで手の届きにくかった親へのアプローチも含め、すべての親を対象として、より効果的な施策を実施していくことが大切です。

2 施策の周知と充実

福岡市においては、子育て中の親に対し、様々な支援施策が実施されています。しかしすべての家庭にこれらの施策が十分に知られているとはいえない状況にあると考えられます。まず、現在実施している施策がより浸透するようさらに周知に努め、あわせてそれぞれの施策を実施している関係機関の連携を図っていくことで、家庭教育支援はさらに充実したものとなると考えられます。

3 地域、PTA、学校、企業等あらゆる機関・団体や場での支援体制づくり

現在、親や子どもを取り巻く社会の大きな変化のなかで、地域全体で親子の「学び」や「育ち」を支える環境が崩れ、地域の教育力向上が大きな課題となっています。個々の親を対象として家庭教育に関する学習支援を行う一方、地域の中で子育てについて世代を超えて気軽に話ができたり、子どもが異世代の大人とふれ合いながら育つ場を増やすなど、地域の大人の力を結集して地域全体で子育てをしていこうという意識を涵養することが大切です。そこで、PTA、保育所・幼稚園・学校、企業、行政等あらゆる機関や団体で家庭教育を支援し、社会が家庭における子育ての補完的な機能を一層果たしていくことができる体制づくりが求められています。

提言

家庭の教育力が向上するよう、各家庭、P T A、地域、学校、企業、行政等、それぞれの立場で具体的な取組みを進めていく必要があります。

各家庭では、家庭教育の重要性を認識し、家庭生活を見直す中で具体的な行動につないでいくことが大切です。そこで、親子で取組む家庭教育目標を作成し、一つ一つ実践し積み重ねていくことから始めていきましょう。

P T A、地域、学校、企業等は、すべての家庭を社会全体で支えていくという視点に立って支援していくこと、また、行政は直接親や家庭を支援していくことと同時に、上記支援団体を有機的につなぎ、それぞれの立場で家庭を支えていくための支援を行うことが求められます。

本懇話会は、福岡市における家庭教育の充実のために、以下のとおり提言します。

家庭に期待すること

1 基本的な生活習慣をきちんと身につけましょう

子どもは親を手本にして育ち、親の言動を通して生き方の基本を身につけます。将来子どもが社会を担っていける大人となるように、基本的な生活習慣をきちんと身につけさせることは親の責任です。家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どものしつけや人格形成などに第一義的な役割を担うのは親であることを自覚し、責任を持って子どもを育てましょう。

2 愛情と自信を持って子どもの成長を見守り、親子で育っていきましょう

子どもにとって大事なことは、「自分が愛され、存在をしっかりと認められている」という実感をいかに多く積み重ねるかです。親は愛情と自信を持って子どもの発達段階に応じた教育を行い、成長を見守っていかなければなりません。そのときに大切なことは、親自身もその中で学び、成長しようと努力することです。子どもを育てていく中で、親が親として子どもと共に育っていくことが重要です。

3 家族が協力して家庭教育に取り組みましょう

現在は社会の様々な変化により、子育ての負担が母親に大きくかかっている状況があります。家庭教育は母親だけが担うものではなく、男女が協力して行うことが大切です。父親が子育てに積極的に参画することは、子どもの成長にとって重要です。また、そのことは母親の安定した子育てのためにも大切であり、なによりも父親自身の親としての成長に欠かせないことを認識しましょう。

また、母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭においても、親が一人で頑張りすぎずに他の家族や地域に協力を求めましょう。

4 地域の行事に親子で参加しましょう

地域における行事などを親子で体験したり、その中で他の家族とふれあったりすることで社会とのつながりの大切さを実感し、社会性を身につけることができます。また、親が地域で様々な多くの大人と交流することが親としての「学び」の場となります。積極的に地域の行事に親子で参加しましょう。

5 子どもとメディアとの接し方に十分注意しましょう

乳幼児期からの長時間におよぶテレビやビデオの視聴は、子どもの心身の健全な発達に直接的に影響を及ぼすだけでなく、子どもの成長・発達に不可欠な遊びと生活体験の時間や機会を奪っています。また、我が子との関わりの中で親としての成長する機会をも失うこととなります。メディアが子どもに与える影響を十分に考慮し、テレビやゲー

ムなどの時間に関して家庭でルールをつくるなど上手にメディアと接していきましょう。

6 困ったときや不安なときは支援を求めましょう

子育てに悩みはつきものです。子どものことで困ったときや不安なときは一人で悩みを抱え込まずに、積極的に支援や協力を求めていくことが大切です。そのためにも、普段から地域や学校等で積極的に多くの人と交流を図ることなどに努めていくことが大切です。

また、福岡市には様々な相談機関があります。そういった機関を気軽に利用しましょう。

7 「福岡市家庭教育の目標」に取り組みましょう

家庭教育の重要性を認識し、具体的に行動をしていくことが大切です。本懇話会は家庭教育の向上に向けての第一歩となるよう、福岡市における家庭教育の目標を作成しました。目標にそって、一つひとつ実践を積み重ねていくことが重要です。18歳までの子どもがいるすべての家庭で、以下の《共通目標》とそれぞれの子どもの発達段階に応じた《発達段階別目標》に親子で取り組みましょう。

懇話会が呼びかける【福岡市家庭教育の目標】

《共通目標》

子どもの心身の発達にとって、正しい生活リズムを身につけることはとても重要なことです。早寝、早起きし、十分に睡眠をとって朝食をしっかりとることで「体内時計」が正常に作用し、元気に一日を送ることができます。睡眠時間が不足したり、朝食をとらなかつたりする生活が心身の成長を妨げ、学力にも影響を与えることは様々な調査で明らかになっています。

【早寝、早起き、朝ごはん】

- ◎早寝、早起きをしましょう
- ◎朝ごはんを食べましょう

《発達段階別目標》

本提言では、0歳から18歳までを発達段階で3つに区分し、おおむね就学前を「乳幼児期」、小学校期を「学童期」、中学校期以降を「思春期」としました。それぞれの時期には発達段階にあわせた多くの課題や目標がありますが、その中で特に大切にしたい目標を設定しました。

(乳幼児期)

人格形成の基礎となる大切な時期であり、親子関係をはじめ対人関係を築く重要な出発点となる時期です。子どもを「かけがえのない存在」として愛し、育てていきましょう。

また、社会生活の基本となるコミュニケーション能力を身につける時期でもあります。小さな時からことばかけを行ったり、読み聞かせを行っていきましょう。

【抱きしめて、ことばかけして、読み聞かせ】

- しっかり抱きしめましょう
- 様々な場面で「ことばかけ」をしましょう
- 読み聞かせをしましょう

(学童期)

友人関係、学校生活など、自分の生活や遊びに関する様々な経験を通して自信、社会性、善悪の判断などを身につける時期です。自分のことは自分でさせ、また、家庭での役割を持たせるなど、親は適切に関わっていきましょう。また、あいさつは人と人との関わりの中で、望ましい人間関係をつくる第一歩です。豊かなコミュニケーション能力を身につけさせましょう。

【遊んで、話して、お手伝い】

- 友達と思いっきり遊ばせましょう
- 親子で会話を楽しみましょう
- 家庭での子どもの役割を決めましょう

(思春期)

子どもから大人への過渡期として不安定に揺れ動きながら自我を確立していくときです。大人は信頼できる人生の先輩として、しっかり子どもを受け止め、子どもに人生・夢を語りましょう。また、自分のことは自分で判断し、自分で行動し、そして自分で責任をとれるよう子どもの自立を促していきましょう。そのためにも、自他の違いを認め合い尊重しながら共に生きていく態度を育てることが大切です。

【夢、自立、共生】

- 子どもと人生・夢を語りましょう
- 自分で判断し、行動し、それに責任を持たせましょう
- 共に生きる態度を育てましょう

P T A、地域、学校、企業等に期待すること

保護者会、P T A等に期待すること

1 「福岡市家庭教育の目標」実践に向けて積極的に取り組みましょう

「福岡市家庭教育の目標」を各家庭で取り組むにあたって、保育所・幼稚園の保護者会や学校のP T Aが中心となり、具体的に運動を進めていきましょう。

また、目標に取り組むことによってそれぞれの家庭がどのように変わったか、各家庭で検証していくことが重要です。

2 学習の機会の提供・充実を図りましょう

保育所・幼稚園の保護者会やP T A等を核として、あらゆる場で家庭教育に関する学習の機会を提供・充実していくことが大切です。さらに、子育てなどについての不安や悩みについて情報交換をする場を積極的につくっていきましょう。

3 地域と親を結びましょう

親と地域との交流の重要性を認識し、保護者会、P T A等が中心となり地域行事に親子で参加するよう働きかけたり、積極的に機会を設けたり、親子の異世代交流による親の学びや子どもの育ちを推進していきましょう。

4 父親の積極的な家庭教育参画を働きかけましょう

おやじの会等と連携し、父親が出ていける場や機会をつくるなどの工夫をしながら、父親同士の交流を深めましょう。また、子育て学習会などを通して父親の家庭教育への理解を深め、父親が積極的に家庭教育に参画するよう働きかけましょう。

5 親同士のネットワークを構築しましょう

親によるサークル活動などを推進し、その中で親同士がつながり支え合うような関係づくりを行うことが大切です。また、親の横のつながりを縦のつながりへ広げていけるよう、保育所・幼稚園・小学校・中学校等の保護者がネットワークを構築し、その中で学びあえる関係づくりを推進していきましょう。

地域に期待すること

1 子どもの手本になりましょう

子どもは身近な地域に住んでいる大人の姿を見て育ちます。親だけではなく、地域の大人一人ひとりが自らの言動が子どもに大きな影響を与えることへの責任を自覚し、自己の規範意識や倫理観を見直し、子どもの手本となるよう行動していきましょう。

地域の大人として子どもたちの人格を尊重しながら、毅然とした態度で接することが大切です。

2 地域全体で子育てをしていきましょう

子育て中の親は、身近な地域の人々の支援、育児の経験談や知恵を求めています。地域の人々が、地域の子どもを持つ家庭に関心を持ち、親と共に子どもを見守り、一緒に育てようと積極的に関わることが重要です。親や子どもに日常的に声をかけるなど、地域全体で子育てを支援する雰囲気を作り、情報が届きにくい家庭などが孤立しないように、地域で支えていきましょう。

3 地域で親の「学び」を支えましょう

地域全体で家庭教育支援を推進していくために、地域の大人が、校区や町内など小さな単位での横・縦のつながりを強化していく必要があります。地域の行事などの機会を利用して意識的に大人の世代間交流を行うなど親の「学び」を支えていきましょう。それが住みよい地域づくりや、安心して子育てのできる環境づくりにつながっていきます。

4 子どもの異年齢・異世代交流を行いましょう

子どもたちが、大勢の年の違う子どもと接したり、幼い子の世話をしたりする経験や、多くの大人と接する中で、将来の親として成長していけるよう、地域の行事などの機会を意識的につくっていきましょう。また、多くの子どもたちが参加したくなる魅力ある行事になるよう工夫をしましょう。

5 地域の家庭教育ネットワークづくりを推進しましょう

地域の子育てサークルや子育て支援団体等の子育てネットワークを強化し、さらに学童期の親や子ども会育成連合会、青少年育成連合会等の地域の各種団体をも巻き込んだ家庭教育ネットワークづくりの推進が必要です。

保育所・幼稚園・学校に期待すること

1 将来親になるための学習や子育て体験の機会をつくりましょう

将来親になる子どもたちが日ごろの生活の中で、家庭や子育てについて考えたり体験したりすることはとても重要なことです。学校教育において、家庭生活についての学習を男女共同参画の視点から取り組むことや、子育てサロン・子育てサークルとの交流、保育所・幼稚園での職場体験などを通して、乳幼児とのふれあいや、自分よりも小さな子の世話をする子育て体験の機会をつくっていきましょう。

2 保育士、教職員の意識の向上を図りましょう

子どもの基本的な生活習慣の確立が充実した教育活動のための基盤であることを踏まえ、家庭の教育力向上を支えるような保育士、教職員の意識を高めることが大切です。福岡市で実施している様々な家庭教育支援施策を周知したり、研修会などを行い、親に対して適切な支援を行うことができる力をつけましょう。

3 様々な機会をとらえて家庭の教育力向上のための支援を行いましょ

親と保育所・幼稚園・学校がともに連携して子どもを育てていく必要があります。親が親としての役割を果たしていけるよう、日常的な連携を深めるとともに、入学説明会や就学時健診、保護者懇談会などの場で、啓発や情報提供、意見交換を行うなど学習機会を設けていきましょう。

なかでも、基本的な生活習慣の乱れは、子どもの学力にも大きな影響を及ぼしています。学校においては、PTAと協力し家庭学習の定着のための支援を併せて行っていきましょう。

4 地域との連携・協働を推進しましょう

子どもを社会全体で育てていくとともに、家庭を社会全体で支えていくために、地域と学校等との連携・協働は重要であり、学校等における取組みなどを地域へ情報提供したり、地域からの情報を収集することなどを行っていくことが大切です。また、学校サポーターに子育て関係者や様々な分野の専門家を入れていくことも工夫しながら連携を深めていきましょう。

5 就学前の保護者の学習を推進しましょう

特に保育所・幼稚園段階での保護者に対する働きかけは重要です。日常的な連携を深めながら、保護者への啓発や学習の場の設定などを積極的に行っていきましょう。

企業、NPO、関係団体に期待すること

1 子育てと仕事の両立を図りましょう

企業等においては、子育て中の父親、母親が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、仕事の時間と個人の生活の時間をバランスよく調和させる取組みを推進しましょう。

2 学習の場を設定・提供しましょう

企業内では、全従業員を対象とした家庭教育の重要性に関する学習の場を設定しましょう。また、出産・子育てに関わる機関や団体及び企業は、親になるための学習の機会を積極的に提供しましょう。

3 子どもの職場見学・職場体験を推進しましょう

企業等においては、子どもたちが自分たちの生活が親の勤労によって支えられていることを理解し、また働くことの大切さを実感できるよう、親の働く姿を見学するなどの職場見学や、職場体験をする機会や場を、学校と連携しながら積極的に提供しましょう。

4 NPO等のネットワーク化を推進しましょう

福岡市とその周辺には子どもと子育てに関係する数多くのNPOやボランティア団体が活動しています。それぞれの団体が互いに協力することでさらに大きな力を発揮することも可能となります。各団体が積極的に連携を図り、家庭教育に関するNPO・ボランティア団体のネットワーク化を進めましょう。

行政に期待すること

家庭及びPTA、地域、学校、企業等に対して、それぞれに期待するものを述べてきました。福岡市においては、親に対して様々な家庭教育に関連する支援施策が実施されていますが、家庭、地域等がそれらを具体的に実践していくためには、行政の積極的なさらなる支援が必要です。

以下行政に対して

親に対する直接的な支援

PTA、地域、学校、企業等に対する支援

行政組織、機関としての支援機能充実

の3つの観点から望む事柄と方法例を示します。

1 親が学べる機会の充実を求めます

出産前や子どもの発達段階にあわせて、乳幼児健診や就学時健診、入学説明会など様々な場で「親育ち」のための学習を提供していくこと、及び親の学習が必要であることの啓発を行っていくことが重要です。

(例)

家庭教育に関する啓発ビデオなどの作成

入学説明会などを活用した「家庭教育講座」の開催

子どもの家庭学習の習慣を定着させるための家庭向けリーフレットなどの作成

2 課題をもつ親へのアプローチを求めます

家庭教育に関する悩みや不安を持つ親、不登校や非行など様々な課題を抱える親に対し、居場所や交流の場を提供し、親同士が悩みを語り合うことを通して、お互いに学び合い問題解決に向けて前向きに取り組める関係づくりを推進する必要があります。また、親を地域で支援している民生委員・児童委員、家庭相談員、学校等のネットワークづくりを促進する必要があります。

(例)

課題を抱える親のための学習会や交流会の開催

家庭教育をサポートする人材の育成

家庭教育に関する地域情報の交換会や事例検討会の開催

3 親子で気軽に参加できる場の提供を求めます

家庭教育に関する学習の場などに参加できない親に対しては、いつでも親子で気軽に参加し、楽しめるような行事や取組み、学習会などを工夫し、その中で家庭教育について考える機会をつくっていくことが大切です。

(例)

親子が様々な共通体験を通して学ぶ「親子体験学習塾」の開催

4 「福岡市家庭教育の目標」に取り組むための支援を求めます

「福岡市家庭教育の目標」をすべての家庭で取組むために、各家庭はもちろん地域、保育所・幼稚園・学校が連携して、地域社会全体で具体的な取組みを進める必要があります。また、それを推進するための情報発信、広報活動も重要です。

(例)

保育所・幼稚園・小・中学校等及びPTA、地域が連携した「福岡市家庭教育の目標」実践モデル事業の実施

「福岡市家庭教育の目標」を周知するための広報、啓発の実施

5 PTA、地域、学校、企業等に対する支援を求めます

各家庭に対しての直接的な支援とあわせて、PTA、地域、学校、企業等が行う家庭教育に関する研修会の開催や、PTA、地域、学校が連携するための環境整備などを支援していくことが重要です。

(例)

企業への家庭教育に関する出前講座の開催

研修会への講師派遣事業の実施

教職員を地域活動に参加しやすくするための工夫

6 公民館における家庭教育支援の充実を求めます

現在公民館で行われている家庭教育講座や、情報発信、また、異年齢・異世代交流事業のより一層の充実が求められています。

(例)

家庭教育支援事業充実のための公民館職員向け研修会の開催

公民館における家庭教育に関する学習プログラムの開発

7 家庭教育に関連する関係機関や諸団体及び行政内部の連携、強化を求めます

家庭教育支援体制の充実、強化、活性化を図るため、相談機関、学校、公民館等の関係機関やPTA、子育てサークル、NPO等の諸団体によるネットワークの構築を積極的に行うことが必要です。

また、福岡市では家庭教育に関する様々な施策が展開されていますが、それぞれが行っている事業などを利用者のニーズに合わせて全市民に周知するための広報など、関係部局が一体となり、効果的・有機的に家庭教育支援が図られるよう、行政内の部局を越えて連携・調整を図る機能が必要です。

(例)

家庭教育支援関係団体(者)交流会の開催
行政内部の連携・調整のための連絡会議の設置

8 調査、研究、相談、情報発信機能の充実を求めます

家庭教育の支援について専門的に調査、研究を行うとともに、家庭・地域に対して家庭教育に関する相談機能の充実を図り、関係相談機関と相互に連携、調整、補完し合い、市民にわかりやすい様々な情報を発信する機能が必要です。

(例)

家庭教育に関する施策や情報を掲載した資料の作成・配付
家庭教育新聞の発行やインターネットなどでの情報の提供

9 家庭教育支援施策を推進するため、拠点となる機関の設置を求めます

上記の取組みを効果的に推進していくために、婦人会館が有している家庭教育支援機能を強化するなど既存施設の有効活用を図り、効果的に家庭教育支援を推進していく拠点機関が必要です。

(例)

家庭教育支援機関の設置 【(仮称)家庭教育支援センター】

おわりに

本懇話会は昨年9月から約半年間にわたり、4回の会議を通じて、子どもと親と家庭について様々な論議を行ってきました。その論議を通じて、家庭教育支援は社会全体の課題であることが明らかになりました。

本提言では「家庭に期待すること」「PTA、地域、学校、企業等に期待すること」「行政に期待すること」の3つの構成で提言してきましたが、この提言が福岡市全体で取組まれるためには地域、PTA、保育所・幼稚園・学校、企業及び行政等が強く連携していく必要があります。また、これまで支援の手が届きにくかった親に対しては、地域で活動している子育てサークルや子育てネットワーク、NPO等との連携がより重要になります。

それぞれの関係機関・団体が連携すると同時に機関・団体内部の連携や関係者間の連携はより重要になります。それぞれの持っている経験、知恵、人材を十分活用していく必要があります。人と人がつながっていくことで、情報を共有化し、事例検討会などを行い、機能を補完し合いながら、家庭の教育力向上に向けて努力をしていくことが大切です。

さらに家庭の教育力を支える社会的機運を醸成していくことも大切です。家庭教育を親だけの問題とせず、すべての家庭を社会全体で支援していく体制を構築していくために、関係機関はもちろん、マスコミなどの広範で効果的な方法を用い、福岡市全体で家庭の教育力を支える社会的機運を醸成していく必要があります。

最後に、家庭教育支援はまさに教育の課題であり、「親育て」「ひとづくり」の営みです。「100年の計は人を植えるにあり」ということわざもあるように、それは短期間で成し遂げられるものではありません。関係機関・団体及び行政、さらには市民全体が息長く、継続した取組みを行い、着実に家庭の教育力向上を進めていかれることを期待します。

付属資料

福岡市家庭教育支援懇話会設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	17
福岡市家庭教育支援懇話会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	18
福岡市家庭教育支援懇話会会議経過	・ ・ ・ ・ ・	19
福岡市における家庭教育支援に関する施策の現状	・ ・ ・ ・ ・	20

福岡市家庭教育支援懇話会設置要綱

(目的)

第1条 家庭の教育力向上を目的に、本市における家庭教育支援施策のあり方を検討するため、福岡市家庭教育支援懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 懇話会は次の事項について検討する。

- (1) 本市における家庭教育の現状と課題及び課題解決のための方策
- (2) 家庭の教育力を高めるための学校教育と連携した支援施策のあり方

(懇話会の組織)

第3条 懇話会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の互選により、会長及び副会長をおく。
- 3 会長は、懇話会を代表し会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員の任期は、懇話会設置の日から平成18年3月31日までとする。

(会議の招集)

第4条 懇話会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 懇話会の事務局は、教育委員会生涯学習部生涯学習課に置くものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月9日から施行する。

福岡市家庭教育支援懇話会 委員名簿

(任期 平成17年9月9日～平成18年3月31日)

委員氏名	所属等	備考
八尾坂 修	九州大学大学院 人間環境学研究院教授	会長
新谷 恭明	九州大学大学院 人間環境学研究院教授	副会長
佐々木 美智子	中村学園大学 人間発達学科助教授	
松崎 佳子	九州大学大学院 人間環境学研究院教授	
横町 俊一	福岡市立舞鶴小学校長	
宮崎 章史	福岡市立席田中学校長	
高田 浩美	福岡市立若久養護学校長	
片平 幸子	福岡市PTA協議会副会長 (小学校PTA)	
谷口 禎二	福岡市PTA協議会会長 (中学校PTA)	
長谷川 里花	福岡市PTA協議会副会長 (養護学校PTA)	
鎌田 宏行	若久おやじの会顧問	
山本 ミチ子	大原幼稚園園長	
倉谷 知恵子	福岡市主任児童委員連絡会代表	
長阿彌 幹生	教育文化研究所代表	
檜橋 照子	大野城市子ども相談センター相談員 (元福岡県警少年補導職員)	
佐々木 静子	福岡市家庭相談員	

福岡市家庭教育支援懇話会 会議経過

- 第1回 平成17年9月9日(金)
家庭教育力の現状について
- 第2回 平成17年11月2日(水)
家庭教育支援の取り組みの現状と課題について
- 第3回 平成18年1月20日(金)
課題解決のための方策について及び提言の素案検討
- 第4回 平成18年3月28日(火)
家庭教育支援に関する提言について

福岡市における家庭教育支援に関する施策の現状

福岡市子ども総合計画・教育改革プログラム																																			
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22													
子どもに対して							男女平等教育副読本の作成 1 (男女共同参画課)						男女平等教育副読本の作成 1 (男女共同参画課)																						
	保育所						幼稚園						小学校						中学校						高等学校						大学 短大・専門学校等				
保護者に対して	こども読書活動推進(生涯学習課) 2																																		
	地域子ども育成事業(子ども未来課) 3																																		
	保育所における子育て支援事業(保育所指導課) 4				PTA(講演会、研修会)(生涯学習課) 5																														
	家庭教育講座(公民館支援課・生涯学習課) 6																																		
	母子巡回健康相談(こども家庭課)(各区保健福祉センター) 7																																		
	母子保健訪問指導(こども家庭課) 8																																		
	母親の心の健康支援事業(こども家庭課)(各区健康課・地域保健福祉課) 9																																		
	子育て交流サロン(子ども未来課) 10																																		
	子どもプラザ(子ども未来課) 11																																		
	子育てサークル学習支援(公民館支援課)(子ども未来課) 12																																		
	乳幼児ふれあい学級(公民館支援課) 13																																		
	子育てサポーター養成講座(公民館支援課) 14																																		
	保育ボランティア養成(市民センター)(婦人会館) 15																																		
	4か月児健診ブックスタート事業(こども家庭課) 16				1歳6か月児健診(こども家庭課)(生涯学習課) 16				3歳児健診(こども家庭課) 16				家庭教育手帳配付(生涯学習課) 17				家庭教育手帳配付(生涯学習課) 17				企業に対して 両立支援事業(男女共同参画課) 21														
	子ども療育相談窓口(障がい児支援課) 18																																		
	乳幼児健全発達支援事業(こども家庭課) 19																																		
	地域家庭教育総合支援(特別対策事業)(人権・同和教育課) 20																																		
	こども総合相談センター(えがお館)(子ども未来局 総合相談課、子ども支援課、子ども緊急支援)(教育委員会 教育相談課) 22																																		
	発達教育センター 23																																		
	個別対応																																		

事業の目的と概要

事業名	目的	概要
1 小・中学生向け 男女平等教育副読本の作成 (男女共同参画課)	年少期からの男女平等教育を推進するため、啓発冊子として、学校における男女平等教育の副読本を作成し、配付する。	小学校3年生、中学校1年生に配付。性差にとらわれずに個性を尊重し、一人ひとりの可能性をのばすことを目指す。教育委員会と合同で作成。
2 子ども読書活動 推進計画 (生涯学習課)	子どもたちが読書の楽しさやすばらしさに出会い、読書を通じて人生を豊かにできるような環境作りを進め、子どもたちの健やかな成長を目指す。	計画の対象：おおむね18歳以下の全ての子ども 計画の期間：平成17年度から平成21年度 計画の5つの柱 ・子どもの成長に応じた家庭での読書週間の定着を根ざす。(福岡市子どもと本の日の創設、ブックスタート事業など) ・地域において子どもの読書活動を推進する。(本のリサイクルによる活用、公民館での読み聞かせサークルや文庫活動への支援など) ・図書館において子どもの読書活動を推進する。(インターネットによる図書資料の検索と予約、文庫活動ボランティア講座の開催など) ・学校教育などにおいて読書活動を推進し、学校図書館を充実する。(朝の読書活動などの一層の普及、学校図書館を支援する体制の強化など) ・子どもの読書活動について、市民一人ひとりの理解と関心を高める。(子ども読書フォーラムの開催、優良図書の周知普及など)
3 地域子ども育成 事業 (こども未来課)	地域における子どもを育む活動の活性化や、各種団体間のネットワークづくりに取り組み、地域の子どもの育む力の回復を目指すとともに、子どもを育成する環境づくりを推進することを目的とする。	地域子ども育成事業 育みネット支援事業 校区の各種団体間のネットワークづくりを支援する事業 講師(研修講師・遊びの達人)派遣事業 子ども会育成会等の団体が開催する研修会等に講師を派遣する事業。 子どもの夢応援事業 子どもが自分たちで企画した夢のある活動に対し助成を行う事業
4 保育所における 子育て支援事業 (保育所指導課)	保育所入所児童の保護者に対して、密接な連携のもとに相談・助言を含めた子育て支援を行う。 未就園児童の保護者に対して、子育ての楽しさを実感できるような親子のふれあい遊びの機会の提供をしながら相談等に応じ、家庭養育の支援を行う。	・日常保育における保護者との連携 ・子育て相談・助言 ・育児講座 ・地域子育て支援活動 ・子育てに関する情報の発信 ・園庭解放

5 P T A 講演会等 (生涯学習課)	青少年の健全な育成を目指して、 P T A で研修を深める。	・地区別青少年健全育成研修会 ・青少年健全育成大会
6 家庭教育講座 (公民館支援課) (生涯学習課)	家庭教育の向上を目指す。	・家庭教育学級(公民館) ・家庭教育支援セミナー(市民センター) ・家庭教育講座(婦人会館) 食育講座 思春期講座
7 母子巡回健康相談 (こども家庭課) (各区保健福祉 センター)	公民館など市民の身近なところで、 母子健康相談をおこなう。	母親の妊娠、出産、育児に関する不安や悩みを 解消し、さらに乳幼児の健全育成を図るため、助 産師、保健師等による健康相談と、親子歯科保健 教室、おやつ教室などの健康教育を行う。 1 校区 年間 2 ~ 4 回
8 母子保健訪問指導 (こども家庭課)	妊産婦、新生児、乳児に対して保 健師や母子訪問指導員による訪問指 導を行う。	訪問指導内容 ・母性教育 ・妊娠中、産褥期の過ごし方 ・授乳指導、育児指導、沐浴指導、感染症防止 ・疾病・異常の早期発見 ・育児不安のサポート等
9 母親の心の健康 支援事業 (こども家庭課) (各区健康課・ 地域保健福祉課)	産後うつ病のリスクの高い母親 や、育児不安の強い母親のサポート。	産後うつ病のリスクの高い母親、育児不安の強 い母親に対して、母子訪問指導員や保健師が継続 して訪問し、サポートする。
1 0 子育て交流サロン (こども未来課)	乳幼児親子の交流の場の提供。 ・身近な地域(校区)に設置 ・地域の実情に応じて、開設	公民館等を利用して、子育てサポーター(地域 のボランティア)の見守りのもと、乳幼児親子が気軽に 集える場。
1 1 子どもプラザ (こども未来課)	乳幼児親子の交流の場の提供。 ・区に 1 箇所設置 ・開館時間 10:00 ~ 16:00 (週 1 日とその他定める日を除 いて開館)	地域のボランティアグループや NPO に市から運営を委 託。 ・相談したり、講座に参加できる場 ・親子で自由に過ごせる遊び場 ・親子の交流の場 ・子育てに関する情報提供の場
1 2 子育てサークル 学習支援 (公民館支援課) (こども未来課)	子育てに関する学習支援。 公民館での子育てサークルへの場 の提供。	保健師等が子育てに関する学習支援をおこなっ ている。また、市民センターでサークルの交流な どを実施している。

13 乳幼児ふれあい 学級 (公民館支援課)	親子の遊びや学習機会の提供。	公民館や市民センターで、子育てやしつけなど親の学びを支援。また、親同士の情報交換や親子の仲間づくりを支援。
14 子育てサポーター 養成講座 (公民館支援課)	子育てサロン開設のためのサポーターを養成する。	ボランティアによる子育てサロンにおけるサポーターを養成するための講座を公民館で開催。
15 保育ボランティア 養成 (市民センター) (婦人会館)	親の学習活動時における託児などのボランティアの養成。	ボランティア活動の基礎知識の習得と動機付けを行い、託児等を担当するボランティアを養成。
16 乳幼児健康診査 (こども家庭課)	疾病の早期発見や身体発育、精神発達のチェックを目的として4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、健康診査を行う。あわせて、保健指導を実施する。	(集団健診) 集団での保健指導では、規則正しい生活の大切さを伝える。また、離乳食・予防接種の受け方等を指導。 ・4か月児健診 ・1歳6か月児健診 ・3歳児健診 (個人健診)各自、委託医療機関で受診 ・10か月児健診 4か月児健診の未受診者に対しては、ハガキで受診勧奨をおこない、受診がない場合は訪問を行う。
17 家庭教育手帳配付 (生涯学習課)	家庭教育を応援するための冊子。	お父さんやお母さんの家庭教育を応援するため、4か月児健診時、小学校1年生、小学校5年生の保護者全員に配付。子育てに役立つ情報提供、相談窓口などを紹介。
18 こども療育相談 窓口 (障がい児支援課)	在宅療育に関する相談を行う。	障がい児の地域での生活を支えるために、在宅療育に関する相談、各種福祉サービスを利用するための援助、調整及び専門機関の紹介等を行う。 また、「障がいのある子の理解」等の講演や保護者同士の情報交換の場を提供する「保護者教室」を開催。
19 乳幼児健全発達 支援事業 (こども家庭課)	軽度の発達の遅れや情緒不安定を改善する。	保健所において、保護者の育児の未熟さに起因する軽度の発達の遅れや、情緒不安定を改善するための親子教室。

<p>2 0 地域家庭教育総合 支援事業（特別対 策事業）</p> <p>（人権・同和教育 課）</p>	<p>同和地区における地域・家庭の教 育力向上及び同和地区児童生徒の学 力向上を目指す自主的・組織的学習 活動の育成を図る。</p>	<p>地域で組織される事業企画運営委員会が行う講 座等に対して開催支援を行う。</p> <p>（開催講座例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する学習 ・家庭学習に関する学習 ・親子のふれあい教室 ・本の読み聞かせ 等
<p>2 1 両立支援事業 （男女共同参画課）</p>	<p>次世代育成に男女共同参画の視点 から取り組むため、仕事と家庭の両 立支援について企業及び男性を対象 とした啓発を行い、子どもを安心して 生み育てられる環境づくりを進め る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業向け講演会 ・男性向け講座・講演会（アミカス）

こども総合相談センター（えがお館）

事業名	目 的	概 要
<p>2 2 こども総合相談セ ンター事業</p>	<p>0歳から20歳までの子どもや保 護者を対象に、子どもに関する様々 な問題に対して、保健、福祉、教育 分野からの統合的・専門的な相談・ 支援を行う。</p>	<p>相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間対応の電話相談（年末年始を除く）の 実施 ・女の子専用相談電話の実施 ・面接相談の実施 <p>児童虐待防止対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止・早期発見のためのネットワークの強 化 ・虐待を受けた子どものための心のケアと虐待し た親の指導援助 ・里親制度の拡充 <p>思春期相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期相談体制の充実 ・関係機関、地域関係団体とのネットワークの構 築 <p>教育相談事業と不登校対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校相談の充実 ・教育相談滞在施設の運営

		<p>非行防止活動</p> <p>地域支援、情報提供、広報、啓発事業の実施</p>
--	--	---

発達教育センター

事業名	内 容	概 要
23 教育相談	児童生徒の障がいの状況を把握し、家庭での養育や学校での教育等について、保護者や教職員の相談に応じる。	障がいの状況や発達段階、特性などに応じた適切な養育やあり方について、児童生徒への専門指導や保護者との面接相談を通して、相談・支援を行う。
就学相談	入学予定者及び小学校・中学校・養護学校在学の児童生徒で、障がい等があるため、学校教育上特別の配慮を要すると考えられるものに対して必要な検査、面接等を通して、適切な学校教育を受けられるよう就学に関する相談及び指導を行う。	様々な原因で、日常生活や学習活動等の場面で不自由や困難を伴う子どもの保護者に対して、子どもたち一人一人のニーズに応じた専門的な教育によって、持っている力を十分に伸ばすための就学の間を考える。
研修	障がい児教育関係職員の専門職としての資質と指導力向上を図るとともに、教育実践上の諸問題の解決に役立つ研修を行い、本市障がい児教育の充実・発展に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> ・課題研修・・・3講座が教職員に加えて市民も含めた公開講座。 教職員・市民を対象として、障がい児教育の理解・啓発推進に係わる研修を実施し、障がい児教育に関する識見と豊かな人間性の涵養を図る。 ・養護学校地域研修・・・年8回教職員・市民対象。 養護学校における障がい児教育の課題と展望について研修を深め、学校教育課題解決のための知見・方策を得るとともに、近隣の幼稚園、小学校、中学校、高校及び地域住民等に対し、積極的に参加を呼びかけることによって、特別支援教育の理解と啓発を図る。各養護学校で開催。

かたらんね、子育てのわ
～福岡市における家庭教育推進のあり方について～

平成18年3月
福岡市家庭教育支援懇話会

編集・発行 / 福岡市教育委員会 生涯学習部生涯学習課
〒810-8621 福岡市中央区天神1-8-1
E mail:shogaigakushu.BES@city.fukuoka.jp
TEL:092-711-4655
FAX:092-733-5538